

「令和 5 年度 第 1 回徳島県道路啓開計画策定等協議会」部会

徳島県道路啓開計画の見直し方針について

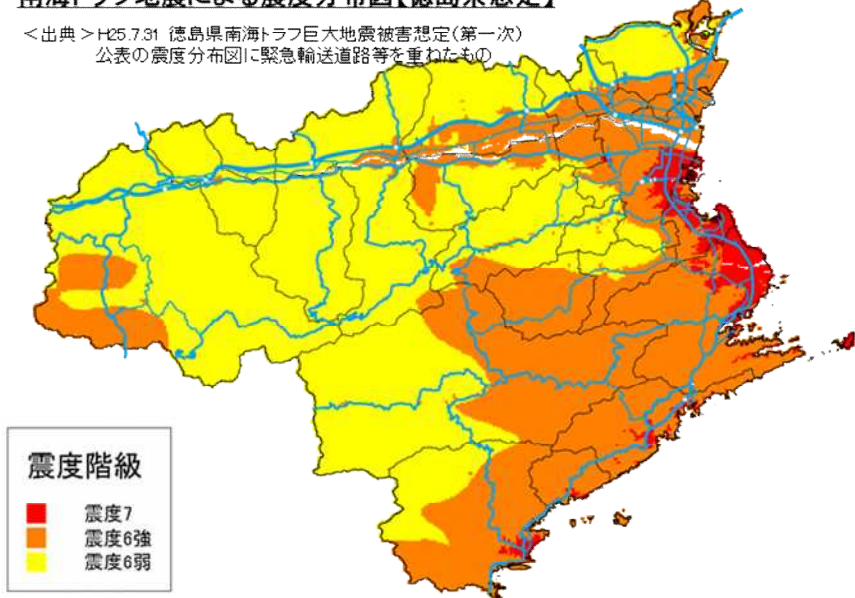
徳島県道路啓開計画の見直し方針について

1. 徳島県の計画の変遷

- 南海トラフ地震による強い揺れと巨大な津波により、大量のガレキの堆積や放置車両等が発生。道路網が寸断する恐れがあり、救助・救援、救出活動に大きな支障となることを危惧。
- ⇒ 発災後、迅速かつ効率的な道路啓開を行うため、あらかじめ道路啓開の対象道路（進出ルート、緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する道路）、実施手順等について具体的に定めた、徳島県道路啓開計画を平成29年3月に策定
- ⇒ その後、緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路と、災害拠点病院等の防災活動拠点との接続道路を「重要施設アクセス道路」として追加し、令和元年12月に改定
- ⇒ さらに、緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路と、警察、消防、役場等の防災活動拠点との接続道路を「重要施設アクセス道路」として追加し、令和2年11月に改定
- ⇒ 令和3年度には、全ての啓開対象道路について、地震発生直後の初動を「要請着手」から「自動着手」に見直し、令和4年3月に改定

南海トラフ地震による震度分布図【徳島県想定】

<出典> H25.7.31 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)
公表の震度分布図に緊急輸送道路等を重ねたもの



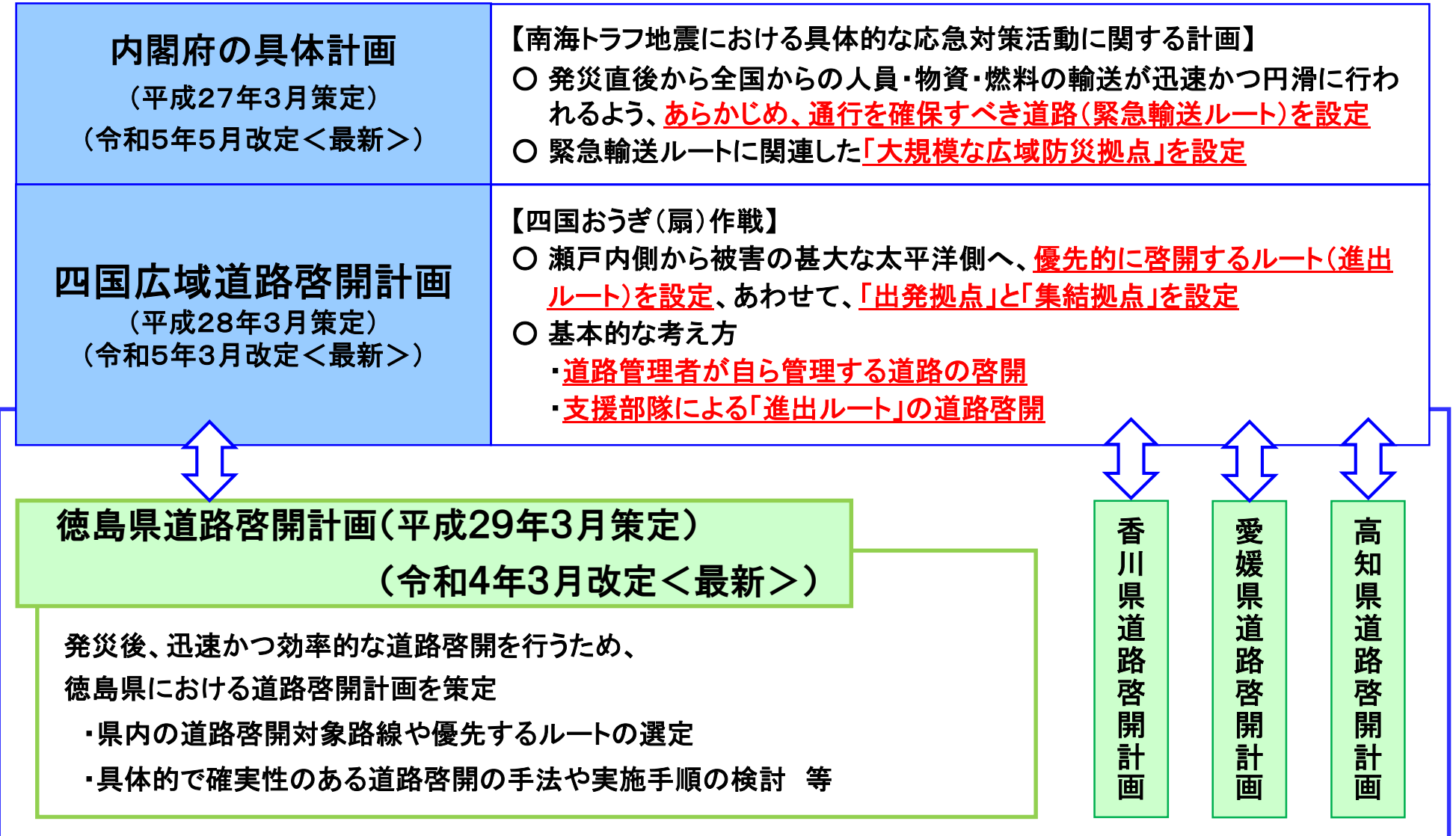
徳島県道路啓開計画 啓開対象道路図

<出典> 徳島県道路啓開計画(令和4年3月版)より



徳島県道路啓開計画の見直し方針について

2. 国の計画との関係



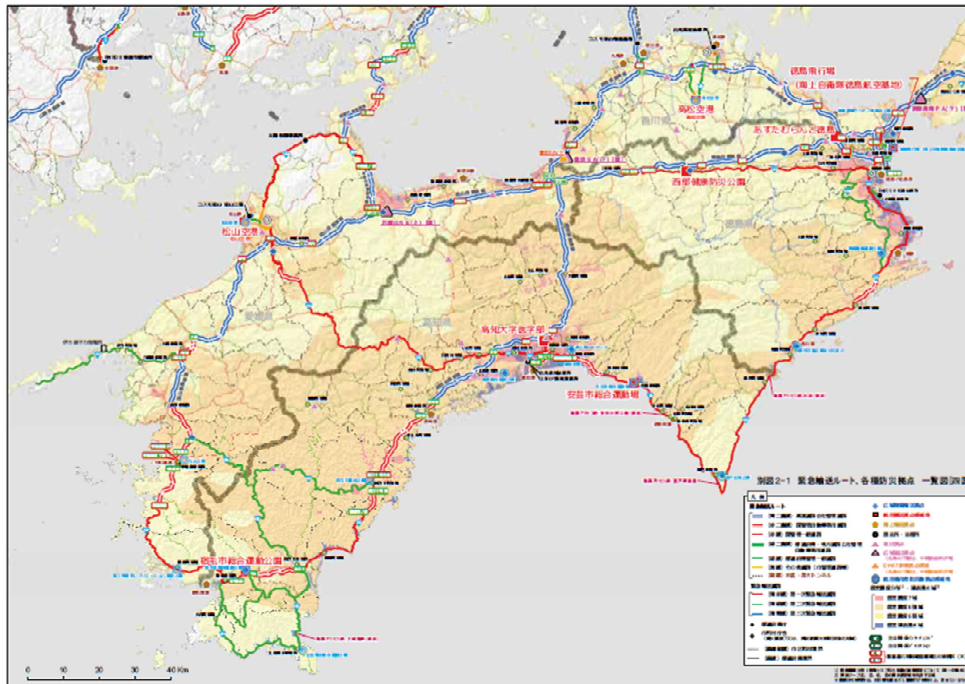
徳島県道路啓開計画の見直し方針について

3. 中央防災会議の緊急輸送ルート

(南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画R5.5)

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震の発生時の災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画が平成27年3月に策定された。（内閣府）

○この計画では、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が、全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、予め通行を確保すべきルートが定められた。



<出典>

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画より

図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[四国]

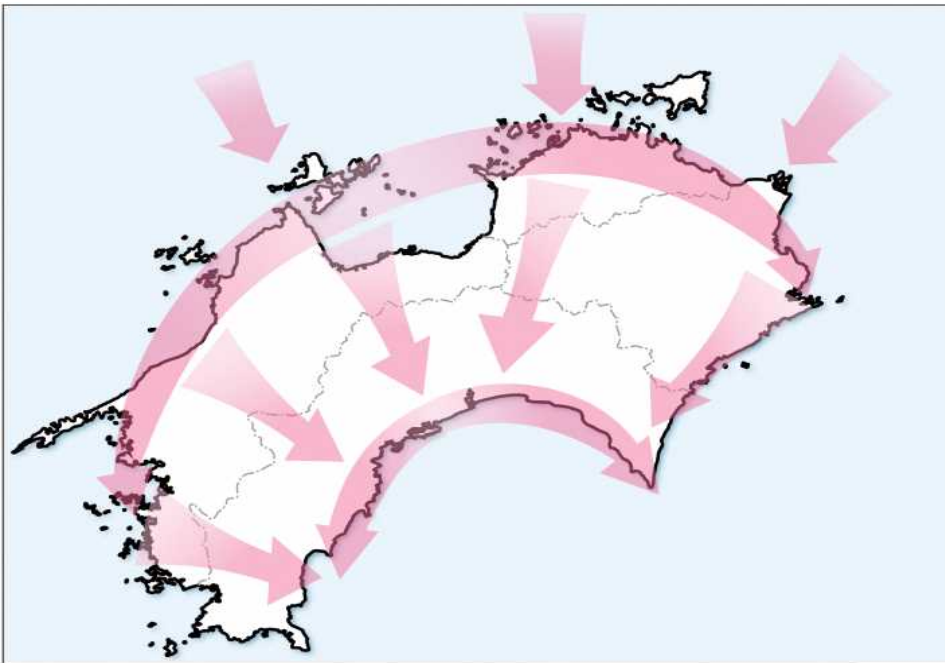


徳島県道路啓開計画の見直し方針について

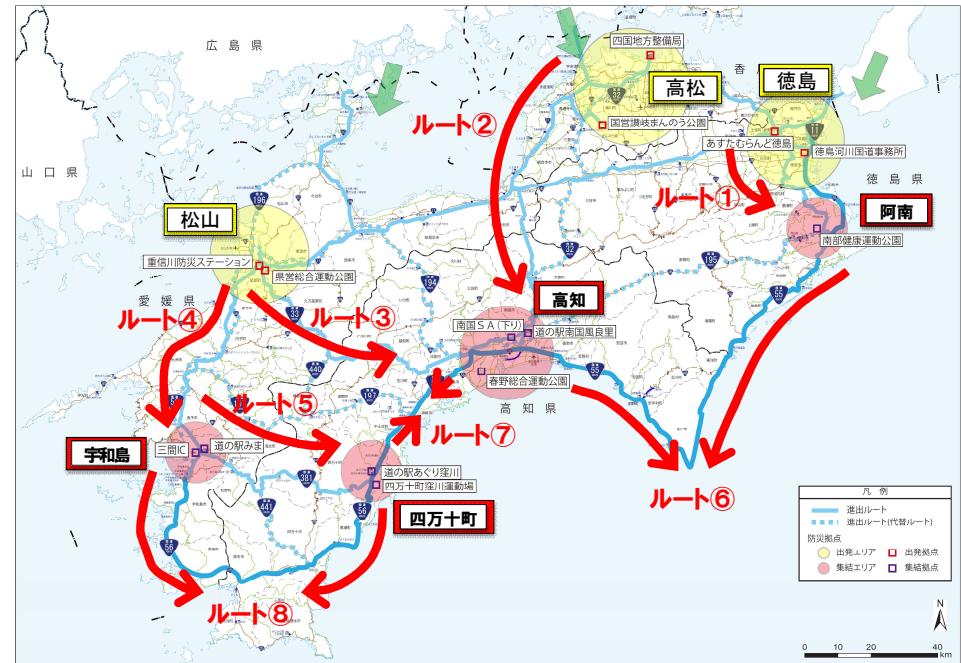
4. 四国の進出ルート（四国広域道路啓開計画R5.3）

- 南海トラフ地震等の大規模災害における道路啓開について、道路管理者と関係機関が連携・協力し、強力かつ着実に推進することを目的に、道路法28条の2の規定に基づき、『四国道路啓開等協議会』を設置。平成28年3月に「四国広域道路啓開計画」を策定。
- 南海トラフ地震発生の際、瀬戸内側から被害の甚大な太平洋側へアクセス可能となるよう、優先的に啓開するルートとして、8つの「進出ルート」を扇状に選定。（四国おうぎ（扇）作戦）
- 本州や瀬戸内側からの支援を受け入れるための拠点施設として「出発拠点」「集結拠点」を設定。

＜四国おうぎ（扇）作戦＞



＜広域道路啓開のための8つの「進出ルート」＞



＜出典＞四国広域道路啓開計画より

徳島県道路啓開計画の見直し方針について

5. 徳島県の啓開対象道路（徳島県道路啓開計画R4.3）

○道路啓開の対象道路は、徳島県地域防災計画に基づく、1次、2次、3次緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路（進出ルート）、災害拠点病院、警察、消防、役場等の防災活動拠点と接続する重要施設アクセス道路とする。

○対象道路のうち、「四国広域道路啓開計画」で定める「進出ルート」の道路啓開を優先的に行うものとする。

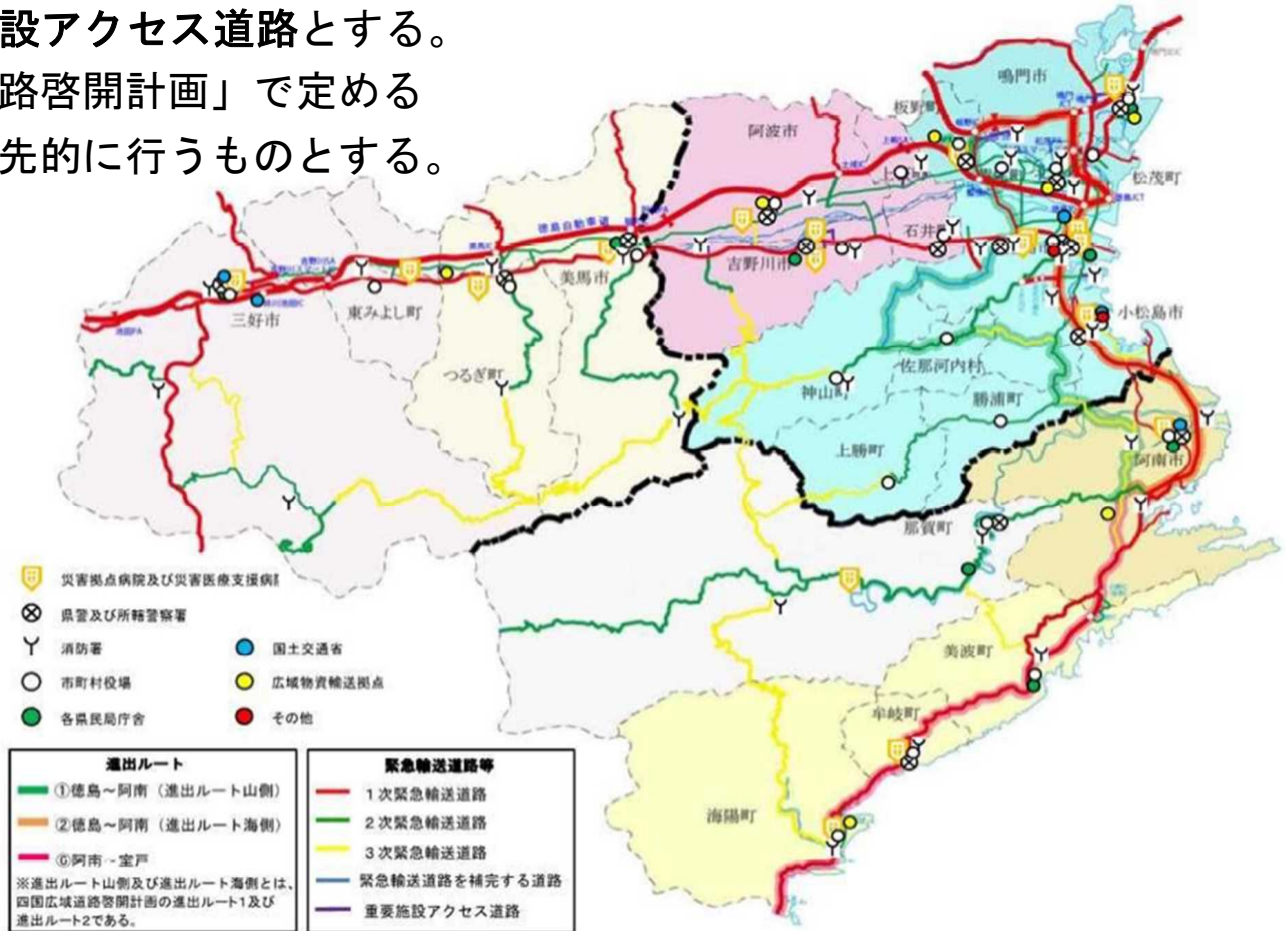


図 徳島県道路啓開計画 啓開対象道路図

徳島県道路啓開計画の見直し方針について

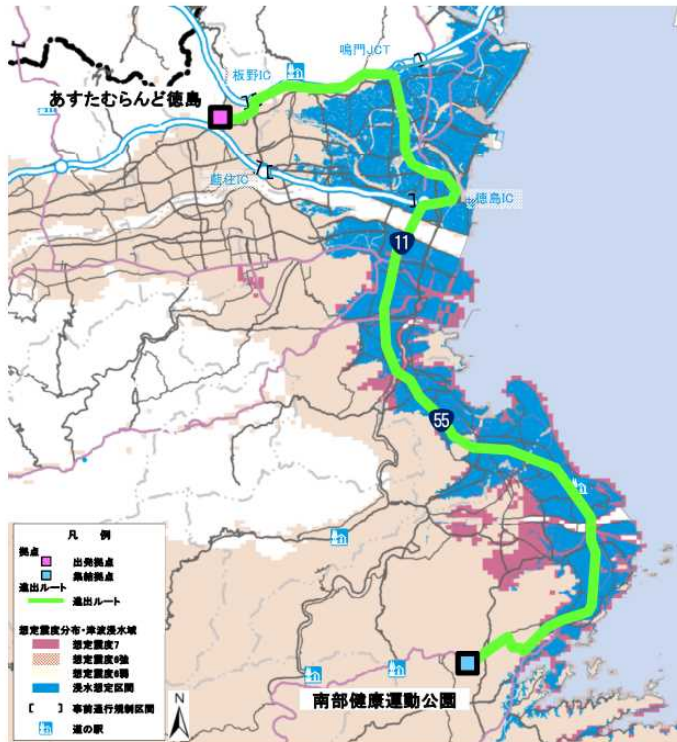
○優先ルート

進出ルート①：徳島～阿南

進出ルート海側

<ルートの詳細>

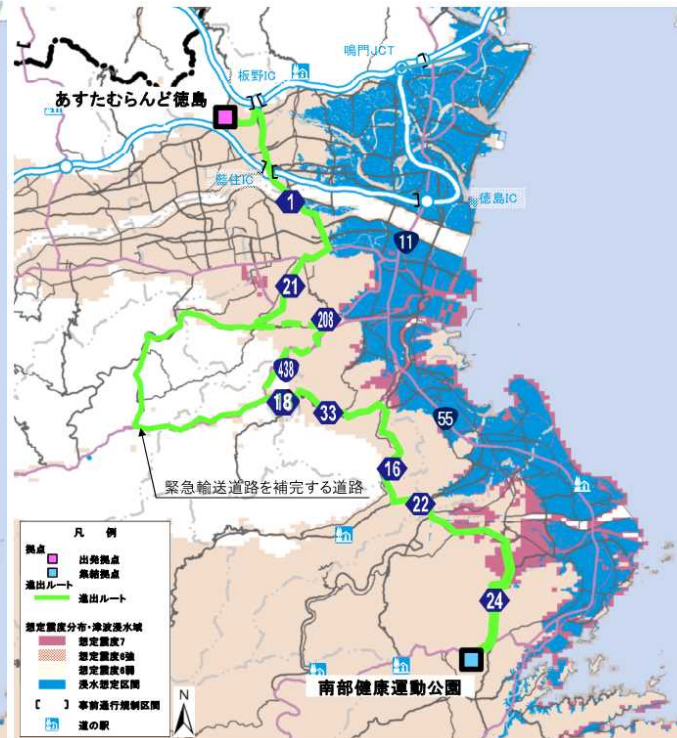
出発拠点（あすたむらんど徳島）→県道1・12号→高松自動車道
→徳島自動車道→国道11号→国道55号→国道195号
→集結拠点（南部健康運動公園）



進出ルート山側

<ルートの詳細>

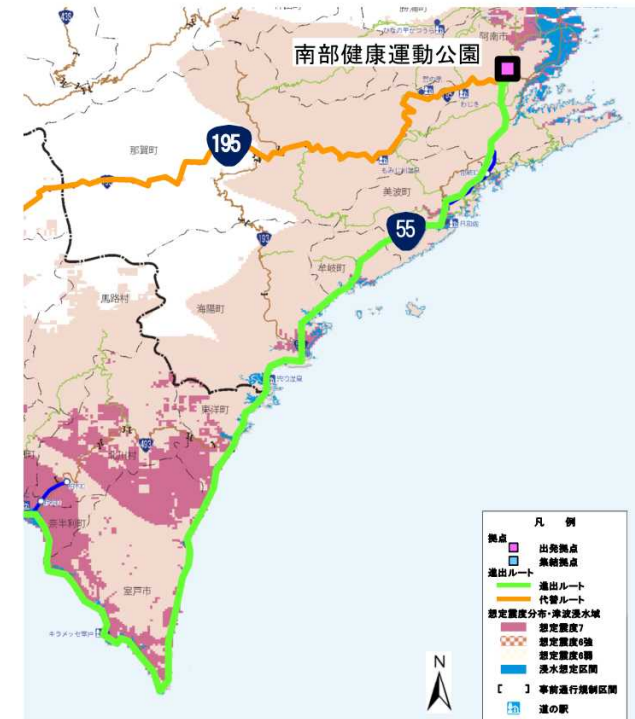
出発拠点（あすたむらんど徳島）→県道1・12号→国道192号→県道21・〈208号〉→国道438号→県道18・33・16・22・24号→国道195号→集結拠点（南部健康運動公園）



進出ルート⑥：高知～室戸～阿南

<ルートの詳細>

集結拠点（南部健康運動公園）→国道195号→県道24号
→国道55号→室戸市方面



6. 道路啓開の概要（県の基本方針）

○対象とする災害と被害

南海トラフ沿いで発生すると想定される南海トラフ地震による大規模災害

○啓開計画を適用する地震規模

南海トラフ沿いで発生すると想定される南海トラフ地震発生時に、徳島県内で「震度6弱以上」の地震が発生、または、「大津波警報」が発表された場合

『大規模災害発生時の道路啓開に関する協定※』に基づき

『徳島県建設業協会会員の道路啓開担当業者』が啓開作業を実施

※国土交通省四国地方整備局、徳島県、（一社）徳島県建設業協会の3者で締結（H29.3.22）

○地震発生時の初動

南海トラフ地震発生直後は、通信回線の途絶や停電等により情報通信機器が使用できなくなるなどの混乱が予測されるため、道路啓開作業への着手は準備が整い次第、『徳島県建設業協会会員の道路啓開担当業者』が自動的に着手することを基本

なお、津波浸水想定区域においては、津波警報解除後に道路啓開作業に着手

<出典> 徳島県道路啓開計画(令和4年3月版)より

6. 道路啓開の概要（県の啓開目標）

道路啓開の目標は、「四国広域道路啓開計画」を踏まえ、以下のとおり

- 広域移動ルート of 概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24時間
高速道路又は直轄国道により構成されるルート
ルート① 徳島～阿南間の進出ルート山側及び海側の道路
- 重要施設アクセス道路 of 概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24時間
災害拠点病院、警察、消防、役場等の防災活動拠点の
重要施設と接続する道路
- 被害が甚大な被災地内ルート of 概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72時間
ルート⑥ 高知～室戸～阿南間の進出ルート
上記を除く啓開対象道路

<出典> 徳島県道路啓開計画(令和4年3月版)より

徳島県道路啓開計画の見直し方針について

6. 道路啓開の概要（定義）

○道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。

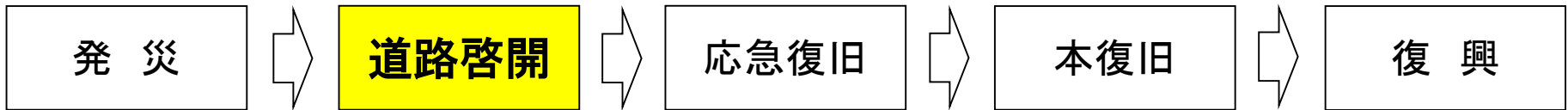


写真 橋梁との段差解消（石川県輪島市）



写真 道路の亀裂解消（石川県輪島市）

出典：国土交通省ウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000151.html)

6. 道路啓開の概要（幅員）

○道路啓開は、その後の救助・救援、救出活動のため、一刻も早く緊急通行車両の通行を可能にすることが目的であり、

必要最小限の4m（有効幅員 3.0m+両側 0.5m）を確保

することを基本。（※徳島県道路啓開計画）

○ 東日本大震災における啓開事例



写真 東日本大震災における事例（被災・啓開後状況）

〈出典：「東北地方整備局震災伝承館」より〉

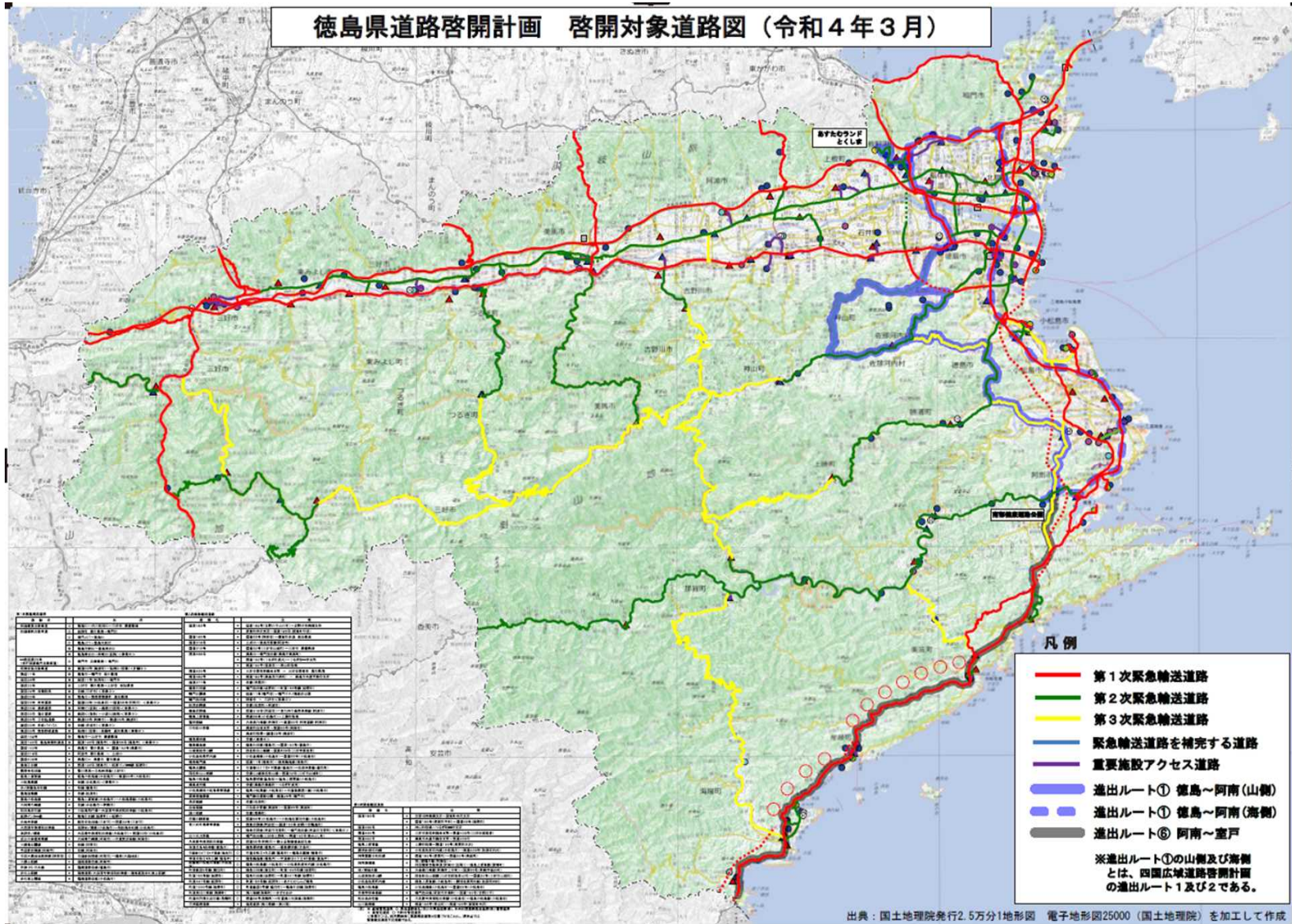
7. 計画の見直し方針

- 緊急輸送道路の改定（予定） ※防災会議 R5.12月（公表 R5年度中）
⇒ 啓開対象道路の見直し・追加 ※R5年度中
- 啓開対象道路が増加
⇒ 啓開担当業者の割り付けの見直し、図面作成（GISデータ化）※R5年度中
- 石川県の能登半島地震で判明した道路啓開の課題（燃料、資機材の確保など）
⇒ 「第2回徳島県危機管理総合調整会議（R6.1.31）」での意見や
現地調査状況などを踏まえた課題の整理

⇒ 対応策を検討し、随時、啓開計画へ反映

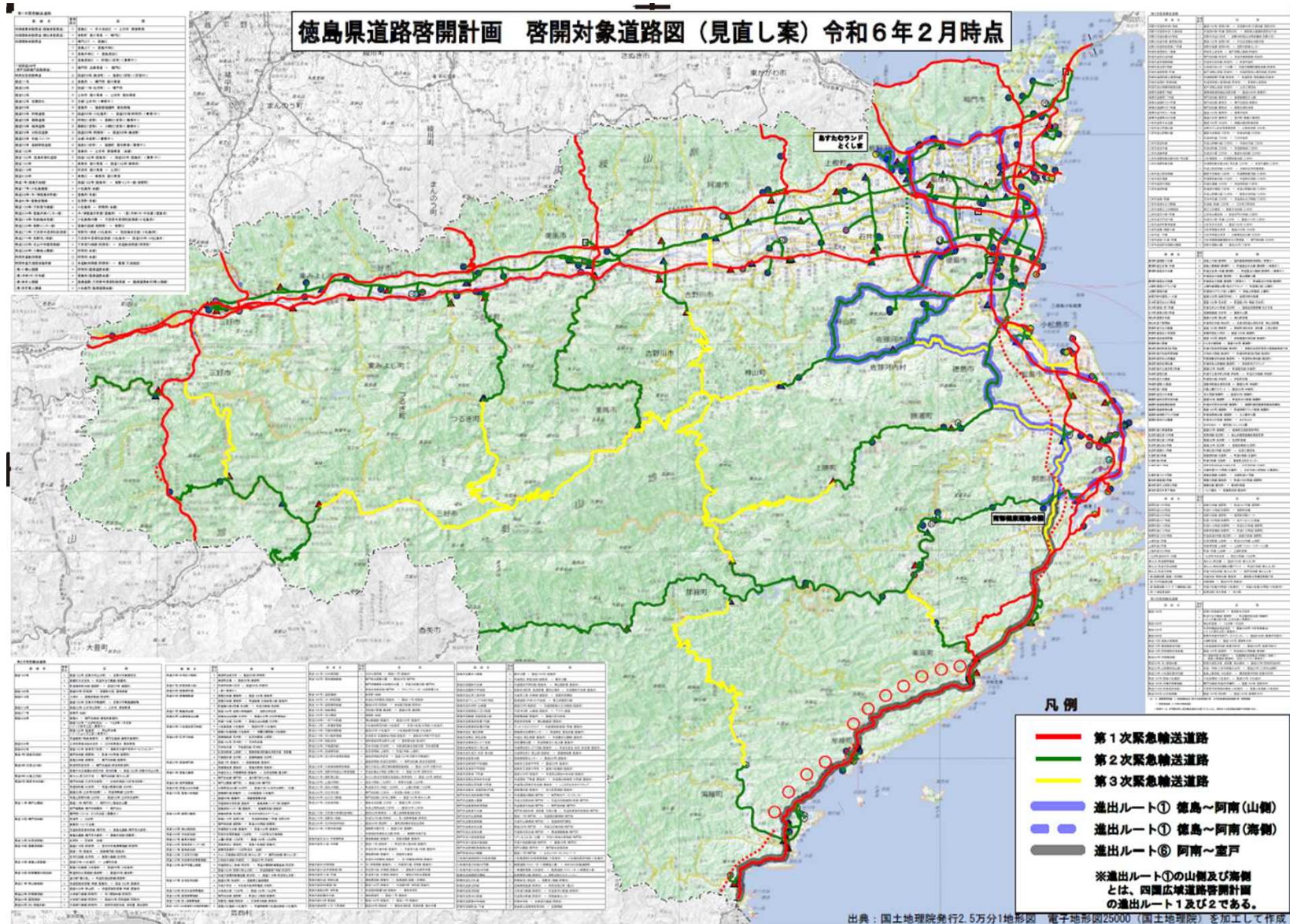
徳島県道路啓開計画の見直し方針について

7. 計画の見直し方針（対象道路：現行）



徳島県道路啓開計画の見直し方針について

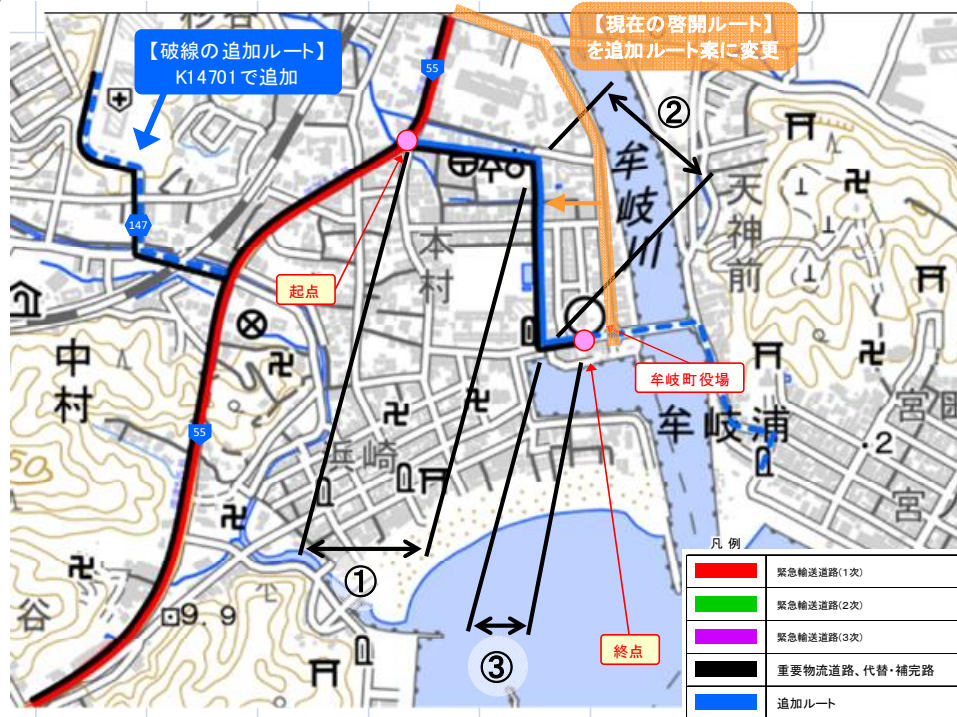
7. 計画の見直し方針（対象道路：見直し、追加）



徳島県道路啓開計画の見直し方針について

7. 計画の見直し方針（対象道路：見直し、追加の例）

見直し事例（牟岐町役場）



○国道55号～牟岐町役場

【現 行】県道牟岐港牟岐停車場線 → 牟岐町道大川橋線



【見直し】①牟岐町道中之島本町2号線 →

②牟岐町道堀川線 → ③牟岐町道大川橋線

追加事例（徳島県立東部防災館）



○臨港道路（沖洲（外）中央線）～県立東部防災館

【追 加】徳島市道マリンピア沖洲5号線

徳島県道路啓開計画の見直し方針について

8. 道路啓開担当業者割付図の更新作業

啓開対象道路の見直しに伴い、割付図の更新が必要
災対法第76条の6に基づく身分証明書の新規登録や
変更情報の有無について確認

(今後の作業の流れ)

○直轄国道・県管理道路

【依頼】事務局→各庁舎→各支部（2月中旬）

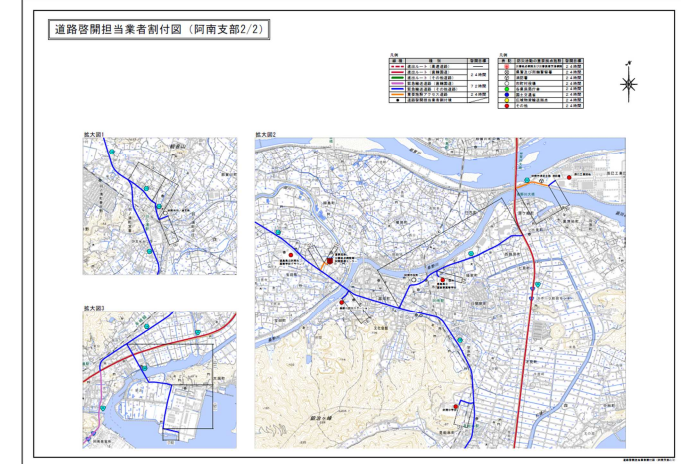
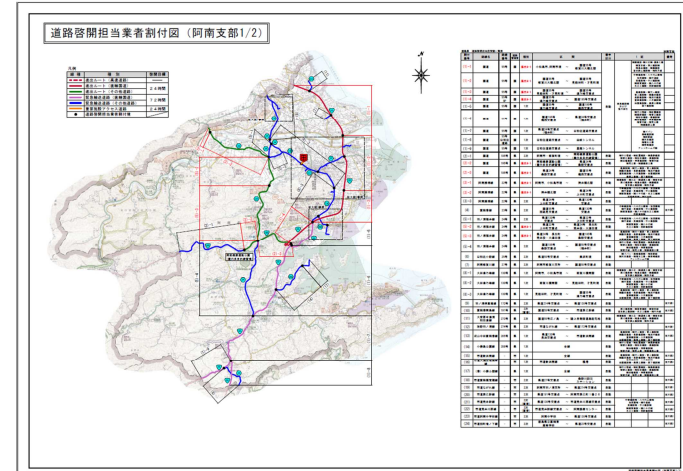
○市町村管理道路

【依頼】事務局→各市町村（2月中旬）

・啓開担当業者の割り付け方法について意向調査

(提出締切)

※3月上旬頃予定



<道路啓開担当業者割付図(イメージ図)>

<p>第1001-1号 身分証明書</p> <p>会社名：〇〇建設株式会社 住所：〇〇市〇〇町〇〇</p> <p>上記のものは、「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託したものであることを証明する。</p> <p>交付日：令和2年1月31日 有効期限：交付日より3年間</p> <p>発行者：道路管理者 国土交通省 四国地方整備局長 徳島県知事</p>	<p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」に基づき道路啓開作業を行うときは、必ずこの身分証明書を提示して作業を実施してください。2. この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することは出来ません。3. 平時の保管は、管理者を定め適切に行ってください。4. この身分証明書を紛失し、又は滅失したときは、速やかに再交付を受けてください。5. 「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」に基づく道路啓開担当業者の資格を喪失、又は辞退する場合は、速やかにこの身分証明書を返却してください。
--	---

<身分証明書(イメージ図)>

9. 当面のスケジュール

- 令和6年2月中旬
割付図更新 作業依頼（事務局 ⇨ 各庁舎 ⇨ 各支部）※市町村意向調査含む






- 令和6年2月下旬～3月上旬
令和5年度 第2回部会 書面予定
⇨ 道路啓開計画（啓開対象道路見直し案）の照会

- 令和6年3月中旬～3月下旬
令和5年度 第1回協議会 対面（WEB併用）
⇨ 道路啓開計画（啓開対象道路見直し案）の決定

- 令和6年度
能登半島地震を踏まえ、啓開計画を随時見直し

徳島県道路啓開計画の見直し方針について

参考文献

- 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（R5.5中央防災会議幹事会）
<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/> 
- 四国広域道路啓開計画～南海トラフ地震の大規模災害に備えて～（R5.3四国道路啓開等協議会）
<https://www.skr.mlit.go.jp/road/dourokeikai/> 
- 徳島県道路啓開計画～南海トラフ地震対策編～（R4.3徳島県道路啓開計画策定等協議会）
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/doro/2016121300071/> 
- 「災害時の道路啓開に関する実態調査」の結果に基づく勧告（R5.4総務省行政評価局）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230425000165238.html#kekkahoukoku 
- 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（H26.11国土交通省道路局）
https://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html 
- 道路占用Q & A / 災害発生時における道路管理者による物件の除去手続について
（一般財団法人 道路新産業開発機構）
<https://www.hido.or.jp/administration/library/privateuse/> 